

事 務 連 絡

平成 26 年 12 月 25 日

工業用水道事業管理者 殿

経 済 産 業 省

経 済 産 業 政 策 局

地 域 経 済 産 業 グ ル ー プ

産 業 施 設 課

工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について

工業用水道からの雑用水供給については、平成 8 年 5 月 1 日付け 8 立施設第 4 号に基づき運用してきましたが、平成 27 年 4 月 1 日より、別添の平成 26 年 12 月 25 日付け 26 地施設第 3 号のとおり取り扱うこととしました。その概要等は下記のとおりですので、本運用等に従い適切に取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、本改正に基づく措置は、新たな工業用水需要が発生するまでの暫定的な場合における取扱いであることに変更はありません。また、河川法上の取扱いは、建設省河川局水政課からの昭和 58 年 2 月 16 日付け事務連絡「工業用水の一部を工業用水道以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取り扱いについて」に基づくことに変更がないことを申し添えます。

記

1. 改正の概要

工業用水道事業を運営するにあたり、将来においても安定した工業用水の供給を行うためには、工業用水道事業者の経営健全化を図ることが不可欠と考えられる。工業用水道からの雑用水供給は、暫定的な措置に限定されるが、経営健全化のための有効な方策の一つとして位置付けられ、経営の自由度を高めることにつながるものである。

他方で、供給条件や煩雑な届出手続きなどが雑用水供給の妨げとなっている場合もあり、その緩和を求める要望が多く寄せられている。平成 26 年 5 月に開催された産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会において、これらの取扱いを緩和する必要があるとの方向性が示されたことから、本改正を行うものである。

2. 改正のポイント

(1) 手続きの簡素化

これまでは、工業用水道に余剰が生じている場合、給水能力の10%の範囲内で雑用水を供給しても差し支えないものとして、事前に計画書の提出を義務付けている。また、10%を超える場合であっても、給水開始後5年以上経過し、工業用水道の給水能力になお相当の余剰が生じている場合においては、産業施設課長の了承を得ることによって供給することができるとしている。

今般、足早な雑用水需要に対応するため、給水能力の10%の範囲内で雑用水を供給する場合については手続きを不要とし、10%を超える場合には事前に計画書の提出を求めることとする。

(2) 料金・供給条件の自由化

これまでは、料金その他の雑用水供給条件は、工業用水に準ずるものとされていたが、雑用水の多様な需要に対し柔軟に対応するため、給水区域を除く料金・供給条件を撤廃する。

(3) 供給対象の実質的緩和

「(2) 供給条件の自由化」により、多様な供給方法が可能となるため、供給対象の実質的緩和につながる。また、供給対象の例示として挙げている施設等について、事業者から問い合わせの多かったものを明文化する。

(4) 雑用水供給概況の提出

「(1) 手続きの簡素化」により、給水能力の10%の範囲内であれば手続きが不要となることも踏まえ、雑用水供給の状況を適切に把握するため、供給を実施している工業用水道事業者に対して毎年5月末までに雑用水供給概況表の提出を求めることとする（なお、従前から、同様の調査を2年に一度行っている。）。

(連絡先)

経済産業省経済産業政策局

地域経済産業グループ産業施設課

電話：03-3501-1677（直通）

〔 5 4 立工水第 3 3 号
昭和 5 4 年 1 0 月 2 4 日 〕

最終改正 2 6 地施設第 3 号
平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について

経済産業政策局
産業施設課長

上記の件については、平成 2 7 年 4 月 1 日より、次のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

本運用等は、当課への書類提出等の手続きが必要な場合を明確化するとともに、当課において雑用水供給の実態を把握できるよう所要の措置を講じたものです。なお、本運用等に基づく措置は、工業用水需要が発生するまでの暫定的なものです。

記

1. 工業用水道事業者は、当該工業用水道に余剰が生じている場合、工業用以外の用途の水（ただし、人の飲用に適する水として供給するものを除く。以下「雑用水」という。）を供給しても差し支えない。
その際、雑用水を給水能力の 1 0 % を超えて供給しようとする（既に 1 0 % を超えて供給している者が、供給先数の追加又は供給量の増量をしようとする場合を含む。）者は、様式第 1 号による計画書及び様式第 2 号による供給先一覧表を、経済産業局を經由して、経済産業省経済産業政策局産業施設課長に提出しなければならない。
2. 雑用水の供給区域は、工業用水の給水区域に準ずることとするが、供給対象は、以下のような要件の一を満たすものとする。
 - ① 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設（例えば、学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場等）
 - ② 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設（施設としては多数考えられるが、特にビルの冷暖房施設が主要な対象となると考えられる。）
 - ③ 産業の健全な発達に資する施設（例えば、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等が考えられる。）
 - ④ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが適当な施設（例えば、浄水場に隣接する公園などが考えられる。）

3. 雑用水を供給するためだけに必要な施設の建設・改築費用は、工業用水道事業費補助金交付の対象外とする。
4. 雑用水供給は暫定的なものなので、将来において工業用水供給の申込みを受けた場合は、工業用水を優先的に供給するものとする。
5. 工業用水道事業者（雑用水供給を実施していない事業者を除く）は、毎年5月末日までに様式第3号による雑用水供給概況表を、経済産業局を經由して経済産業省経済産業政策局産業施設課長に提出しなければならない。

雑用水供給計画書

(事業名)		(事業主体名)					
給水能力 (A)		m ³ /日		(給水開始年月日)			
工業用水の現状	契約水量 (B)		m ³ /日		給水先数		
	余裕水量 (A - B)		m ³ /日				
雑用水の 現状 (変更前)	契約水量 (C)		m ³ /日		給水能力に対する比率 (C ÷ A) × 100		
	供給先数		%				
今 回 の 提 出 分	供給先の 名称	供給先の所 在地	変更又は 供給開始日	契約水量 (m ³ /日)		雑用水の 用 途	
				変更前	変更後 又は新規		
		計			(D)	(E)	
	契約水量		m ³ /日		給水能力に対する比率		%
(C - D + E = F)				(F ÷ A) × 100			
料 金	工業用水	基本料金	円/m ³	超過料金	円/m ³		
	雑用水	基本料金	円/m ³	超過料金	円/m ³		

雑用水供給先一覧表

(年 月 日現在)

(事業名)			(給水能力) $m^3/日$			
(担当者名) (所属名)			(TEL) (E-mail)			
番号	供給先名 (注)	業 種	契約水量 ($m^3/日$)	用途		供給開始 年 月 日
				主たる用途	従たる用途	
計						

(注) すべての供給先について記入すること。(今回提出分を含む。)

雑用水供給概況表

(年4月1日現在)

(事業名)		(事業主体名)				
給水能力 (A)		m ³ /日		(給水開始年月日)		
工業用水の現状		契約水量 (B)		m ³ /日		給水先数
		余裕水量 (A - B)		m ³ /日		
雑用水の現状		契約水量 (C)		m ³ /日		給水能力に対する比率 (C ÷ A) × 100 %
		供給先数				
番号	供給先名	業種 (注1)	契約水量 (m ³ /日)	用途 (注2)		供給開始 年月日
				主たる用途	従たる用途	
	計					
料 金	工業用水	基本料金	円/m ³	超過料金	円/m ³	
	雑用水	基本料金	円/m ³	超過料金	円/m ³	

(注)

- 供給先業種分類については、下記の分類表 (A) より選んで該当する番号及び分類を記入して下さい。
- 用途分類の「主たる用途」及び「従たる用途」は下記の分類表 (B) より選んで該当する番号及び分類を記入して下さい。(複数回答可)

(A) 供給先業種分類

- ①下水処理場、②し尿処理場、③ゴミ焼却場、④産廃処理場、⑤庁舎等公共事務所、⑥民間事務所、ビル、⑦学校、研究施設等、⑧医療、福祉施設等、⑨交通 (バス、タクシー、鉄道等) ⑩流通 (ショッピングセンター等)、倉庫、⑪公園、運動場、⑫建設業、⑬農業用施設、⑭その他 (具体的に明記)

(B) 用途分類

- ①冷却水、②洗浄水、③希釈水、④冷房、⑤トイレ用水、⑥洗車用水、⑦散水用水、⑧建設・工所用、⑨その他 (具体的に明記)